

校納金規定

台北日本人学校

台北日本人学校規則第23条により、入学金、授業料、スクールバス利用料、その他必要な経費について下記のごとく定める。

1. 入学金（編入、入学時の納付金）

40,000元

退学される場合でも、返金しない。

2. 施設設備費（編入、入学時に納付）

60,000元

退学される場合でも、返金しない。

3. 授業料

小学部 月額7,500元（年額90,000元）

中学部 月額7,600元（年額91,200元）

退学される場合、月単位での返金をします。

4. 施設利用費

月額2,700元（年額32,400元）

退学される場合、月単位での返金をします。

5. スクールバス利用料

小・中学生とも、受益者負担で実費を徴収する。

スクールバス利用料は、バス利用者のみが納入する。

途中から利用しない場合でも、返金しない。

6. 副教材費

各学年毎に受益者負担で実費を徴収する。

年額を初回の授業料と一緒に徴収する。

退学される場合でも、返金しない。

7. 入学金、施設設備費について

退学して、6ヶ月以内に再編入する場合、入学金、施設設備費の納付は、免除する。

8. その他

・PTA会費 一人当たり300元（年額） 退学される場合でも、返金しない。

付則

1981年（民国70年）	4月1日改正	1997年（民国86年）	4月1日改正
1982年（民国71年）	4月1日改正	2001年（民国90年）	4月1日改正
1983年（民国72年）	4月1日改正	2003年（民国92年）	4月1日改正
1984年（民国73年）	4月1日改正	2004年（民国93年）	4月1日改正
1985年（民国74年）	4月1日改正	2006年（民国95年）	4月1日改正
1986年（民国75年）	4月1日改正	2008年（民国97年）	4月1日改正
1987年（民国76年）	4月1日改正	2009年（民国98年）	4月1日改正
1991年（民国80年）	4月1日改正	2011年（民国100年）	8月1日改正
1992年（民国81年）	4月1日改正	2013年（民国102年）	4月1日改正
1993年（民国82年）	10月1日改正	2016年（民国105年）	4月1日改正
1994年（民国83年）	10月1日改正		